

粗大ごみ戸別収集の概要（案）について

① 利用者

- ・市内全世帯を対象とする。

② 予約方法

- ・利用者が収集を希望する日の1か月前から1週間前までに電話等で受付センターに予約をする。
- ・同一世帯における利用は、ひと月に1回までとする。

③ 収集方法

- ・市域を北部と南部に分け、半月ごとに収集する。
⇒北部：前半（1日～15日）、南部：後半（16日～月末）
- ・収集日は、月曜日から金曜日の5日間（祝日を含む）とする。
※年末年始は除く。
- ・立ち合いは不要とする。
- ・収集日の朝、予約者自身により品を玄関先まで出しておいてもらう。
※屋内からの搬出は行いません。
- ・ごみ処理手数料と収集運搬手数料の合計分のシールを品物に貼付する。

④ 収集対象

- ・不燃ごみ袋に入れてある品は集積所に出せるため、対象外とする。
- ・品数は、1回につき5点までとする。（直接搬入と同じ基準）
- ・ごみ処理手数料が800円の品1点と残りは400円・200円とする。
- ・作業員2名で収集ができる範囲内の重量のものとする。

⑤ 導入時期

- ・戸別収集は、令和5年10月2日（月）より開始。
※受付業務は、令和5年9月1日（金）より開始。

⑥ 収集運搬手数料

- ・収集運搬手数料の設定に向けての市の考え方（方針）
 - 1) 受益者負担の原則 ⇒サービスを受ける方に負担をいただく
 - 2) 直接搬入をする人との負担の公平性の確保
 - 3) 高齢者、障がい者、ひとり親世帯等への配慮
⇒収集運搬手数料の減免制度の実施
- ※上記の考え方に基づいて、別紙案で検討をしている。